

第1回鳥取県後期高齢者医療懇話会会議概要

- 1 日 時 平成19年8月27日(月) 13:40 ~15:45
 - 2 場 所 湯梨浜町役場 東郷庁舎2階 第1会議室
 - 3 出席者 (懇話会委員)
門村委員・真壁委員・山根委員・渡辺委員・福澤委員・天野委員・林委員
原委員・井上委員・永禮委員・石賀委員・鈴木委員・西村委員・加藤委員
[欠席] 森田委員
(事務局)
西山局長・田中課長・香川係長・三谷主事・大田係長
宮脇課長・大角課長補佐・石村係長・谷口係長
 - 4 主な内容
 - (1) 委嘱状の交付
懇話会の開会前に、事務局長(広域連合長代理)から各委員に委嘱状を手交
 - (2) 鳥取県後期高齢者医療懇話会の設置について
鳥取県後期高齢者医療懇話会設置要綱によって、設置目的、所掌事項等を事務局が説明
 - (3) 会長、副会長の選出について
会長に加藤委員、副会長に井上委員を選出
 - (4) 協議事項
 - ① 懇話会の運営について
会議は原則として公開すること、会議録は要点筆記とすること、会議の代理出席は必要ないことなどの会の運営ルールを確認
 - ② 後期高齢者医療制度の概要について
パワーポイントを利用して、「資料1」で事務局が説明
- <質疑応答>
- ・ 後期高齢者医療に切り替わるのは、75歳の誕生日からのようだが、その月の保険料は国保と後期高齢者医療保険で日割りの計算になるのか。
⇒月割りとなります。月末に所属する医療保険者に負担することになるので、その月の分は後期高齢者医療保険に負担することになります。
 - ・ 広域連合で、後期高齢者医療関係のすべての事務的な処理を行うと説明を受けたが、審査等の専門的部分はどのように処理するのか。
⇒レセプトの審査は確保法で、支払基金・国保連等に委託が出来るとされており、審査機関への委託と考えている。
 - ・ 年金から天引きされる保険料は、市町村が年金基金に報告して天引きされることになるのか。
⇒年金保険者から経由機関(国保中央会、国保連合会)を通じて、65歳以

上で年額18万円以上の年金を受給している者のデータが各市町村に送付されます。各市町村は、介護、国保及び後期高齢のそれぞれの管理する被保険者のデータと年金保険者からのデータを突き合わせ、データが合致した者を特別徴収対象者候補として抽出することになります。その後、算定した介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の1/2を超えないかどうかチェックし、超えない者を特別徴収対象者として、経由機関を通じ、年金保険者へ通知する流れとなります。

- 保険料の算定は、広域連合で行われますか。
⇒11月の広域連合議会に提案し、保険条例の中で保険料率を決定いただく予定です。
- 来年4月から保険料を年金から天引きされるようだが、所得のある方は、いつの所得を元に算定されるのか。
⇒介護保険料と同じように考えていただきたい。4・6・8月は18年中の所得で仮算定により徴収します。20年7月には、19年中の所得が判るので、本算定を行います。
- 療養病床の入院時の食費や居住費はどうなりますか。
⇒療養病床に入院する場合の食費・居住費の標準負担額は、一般の場合、一食あたりの食費460円、一日あたりの居住費320円です。
- 介護保険との関係もありますが、ケアマネで居宅サービスを導入することとなった場合に、保険料の支払をしていない方の把握が出来ない事があります。このような場合は、どうなりますか。
⇒国保と同じように、未納が続くと短い期間の保険証を出します。未納が続いて納付が伴わない場合は、保険証を返していただくこととなります。この場合、資格証明書を発行いたしますが、医療機関等には10割の医療費を払っていただき、後で保険者負担分をお返しすることとなります。基本的には、今の国保と同じ考え方です。
- 保険料を払わない人と払えない人の問題がある。保険料を7割減額しても、払うことができない低所得者は3割の負担ができなくて、結局、保険証を取り上げられることとなります。この辺の対応、対策を考えておくことが必要ではないか。
⇒保険料を滞納したからいきなり資格証明書を発行することにはなりたくないと思います。払わない人と払えない人にどう対応するかが課題となります。
- 年金の現況届けについて、手続きを忘れて支給停止になっているケースが見

受けられる。特に独居のお年寄りには負担になっている。

⇒年金の現況届については、住基ネットの情報を現況届の際に記入いただくと、そこからの情報で確認され、現況届の必要がなくなり、届出をする負担軽減がなされているようです。また、全員の方ではないので、現況届を出さないことによって年金が止まってしまう事の無いように、ケアマネ等のお力を借りたいところです。

- ・ 後期高齢者医療制度が始まる予告はできているのか。

⇒今の取り組みとしては、市町村の広報誌によるPR、説明会等で取り組んでいます。

各被保険者には、12月末に資格取得の事前お知らせ、「来年から後期高齢者医療の被保険者となります」というお知らせを対象者全員に郵送する予定です。

市町村と連携をとりながら、説明会等も行っていきたいと考えている。

また、国のほうでも、秋には、リーフレット・医療機関へのポスターなど集中的に広報を行う計画のようである。

- ・ 年金をもらうことを楽しみにしているお年よりは多いので、(年金から保険料が天引きされることを) 早めに知らせることが必要である。特に、今まで負担していない保険料を、年金から天引きされることになる被扶養者のお年寄りが一番びっくりする。

- ・ 市町村の国保の保険料の場合は、年に7~9回で集めている。年金だと年6回で集めることになり1回当たりの額が多少多くなり、負担額が増えるような感じになるのではないかと。十分に広報して、理解を得ることが必要である。

- ・ 年金からの天引きの問題が一番大きい。介護保険料も引かれ、年金の目減りが大きく、「こんなに引かれて」ということになる。国保の保険料は要らなくなることはあるが、懐が違うので十分な説明が必要である。
⇒情報をきちんと提供し、周知することが必要だと思います。

- ・ 診療報酬の審査については、国保連合会と聞いていたが、法では支払基金又は国保連合会のどちらでもいいのか。
⇒法的にはどちらに委託することもできるが、国保連合会が国の補助金等で受け入れの整備をしており、全国的な流れからも、国保連合会への委託を考えている。

- ・ 均等割額は、どのように計算されるのか。

⇒基本は医療費がベースになります。医療費の1割が保険料となり、これに

保健事業（健診等）費、葬祭費等が加わった必要額の1/2が均等割総額、1/2が所得割総額となります。

均等割総額を被保険者数で割ったものが一人当たりの均等割額となります。

- ・ 75歳になるまでに若い間からの健康対策が必要です。食育・健康対策をしっかりと全県民が取り組むようにならない。

- ・ 障害者に対してどのように説明するか。後期高齢者医療との関係が良くわからない。

⇒75歳以上の方にとっては、障害者手帳を持っていることでのメリット又はデメリットは、特別医療にかかわることになると思います。特別医療制度がどう変わるかが問題になります。

65歳から74歳までの方については、申請に基づいて後期高齢者医療に入っただけでいただくことになりません。認定は、現行の老人保健制度と同様の基準が用いられます。後期高齢に入っただけで独自に保険料を払っていただくことになりません。

今まで健保の扶養だった方は、保険料を払わなくても老人医療に入れたのですが、扶養を取り消して後期高齢に入っただけでいただくことになり、後期高齢者医療の加入については、各自でご判断をいただくことになります。

窓口を担当する市町村と連携を取りながら、後期高齢者医療制度に移行することによってのメリット・デメリットをお示しし、十分な説明を行っていきたいと思っています。

③ 保険料について

添付資料「後期高齢者医療保険料の賦課・算定等について」で、概要説明
<質疑応答>

- ・ 最高限度額50万円は、国が決めているのですか
⇒そうです。

- ・ この懇話会で、上げ下げを議論できるものはどんなことですか。
⇒医療費の見込みについては、定められた基準で算定するので、高低は議論にならないと思います。保健事業に要する費用、葬祭費等をどうするかによって僅かですが、保険料が増減するものと思います。

- ・ 保険料の説明については、国で決まっていることがほとんどのようですが、保険料率も決まっているのですか。
⇒次回の懇話会には、具体的な率をお示しできるようにしたいと思います。

最終的には、11月の広域連合議会で決定されることとなります。

- ・ 現在払っている国保料と後期高齢者医療保険料の違いはどの程度ですか。
⇒国が示している10%の根拠は、現在、後期高齢者に払っていただいている保険料の全体額だとしているので、平均すると、同額だと考えている。
- ・ 若者の減少率は、鳥取県は高いと思うが、保険料のアップの要因になるのか
⇒負担割合は、法律で決められており、国全体の数値で決まるもので、鳥取県だけ高くなるものでない。

④ 保健事業について

添付資料「鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う健診事業の検討方向」で説明
<質疑応答>

- ・ 各市町村で行っている人間ドックは、どのようになるか
⇒各市町村での実施をお願いしたいと考えています。後期高齢は、国が示している特定健診の必須項目を実施することを考えています。市町村が実施する生活機能評価とあわせて実施したいと検討を進めています。
- ・ 特定高齢者の介護予防事業も市町村が行うのか
⇒広域連合が行う保健事業になるかどうか。介護予防が保健事業なのかどうかの位置付けもあって、市町村の本来やるべき介護予防と介護保険が行う介護予防の住み分けを確認していきたい。
- ・ 介護保険の中で適用されるものと、後期高齢で特に施設に入所されている方の負担はどうか。
⇒来年4月に後期高齢者医療制度が始まっても、基本的なスタンスは変わりません。介護保険適用部分は介護保険、医療行為で払う部分は医療保険です。
- ・ 一番心配なのは本人負担が増えることです。個人から保険料を徴収することになると、それぞれ個人に差が出てくる。施設入所者の中では、得をしたとか損をしたとかの話になってしまう。介護ではどのようなことをやり、医療はどうか、後期高齢の制度はどうか、良くわかるようにまとめてほしい。
⇒在宅の人、施設入所の人にモデル化して説明できるように整理したい。
- ・ 特定高齢者、特定保健指導、特定健診など「特定」の言葉が多すぎる。もう少し判りやすい表現にしていだけないものか。

- 老人クラブの代表をしています。会員のなかで後期高齢の該当者が多いが、この制度についてよく判りません。12月には事前のお知らせ、3月に保険証の交付をすると説明がありました。せめて12月の事前お知らせの段階で、事務的な通知文書でなく、制度の良くわかるパンフレット等を同封していただきたい。
⇒市町村と協議しながら、広報に努めるとともに、チラシ等を配布するなど、情報周知を図っていきたいと考えています。
- 簡明なPRが必要だと思えます。広報誌なども読まない場合が多い。
⇒市町村と連携をとりながら、老人のお集まりになる機会などを捉えて広報していきたいと考えています。
- 周知徹底、出向いて説明をしてほしい。ホームページに掲載するとありますが、家庭では難しい。
⇒ホームページだけで充分だとは考えていません、あらゆる機会を捉えて広報に努めるようにしたいと思えます。

⑤ その他

- 事務局では、葬祭費の額を平均値の20,000円程度で検討している。
⇒斎場の使用料など、県内の状況をまとめた資料を作成し、次回検討する。
- 次回懇話会の開催予定
⇒10月中旬を予定